

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 1 納税義務者</p> <p>3 法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号の規定による非課税の範囲を認定する場合において、寡婦が扶養親族を有するとは、原則として、当該寡婦が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族又は控除対象扶養親族以外の扶養親族（法第 2 9 2 条第 4 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該寡婦の扶養親族に該当する者に限る。）を有することをいうものであるが、当該扶養親族が他の納税義務者の扶養親族とされている場合においても、当該寡婦が当該扶養親族の扶養費の一部を負担している場合においては、扶養親族を有するものとして取り扱うことが適当であること。（法 2 9 5 ①Ⅱ）</p> <p style="text-align: center;">第 2 法人の納税義務者</p> <p>8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合</u>、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 1 納税義務者</p> <p>3 法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号の規定による非課税の範囲を認定する場合において、寡婦が扶養親族を有するとは、原則として、当該寡婦が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族又は控除対象扶養親族以外の扶養親族（法第 2 9 2 条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該寡婦の扶養親族に該当する者に限る。）を有することをいうものであるが、当該扶養親族が他の納税義務者の扶養親族とされている場合においても、当該寡婦が当該扶養親族の扶養費の一部を負担している場合においては、扶養親族を有するものとして取り扱うことが適当であること。（法 2 9 5 ①Ⅱ）</p> <p style="text-align: center;">第 2 法人の納税義務者</p> <p>8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並</p>

びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和6年6月28日付総税市第67号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和6年7月16日付総税市第71号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第3節 申告制度

びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和5年6月27日付総税市第65号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和5年7月21日付総税市第80号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第3節 申告制度

29 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまたず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。（法317の2①、令48の9の7）

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額（一定のものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同居老親等扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越控除を受けようとするものを除く。）

(2) 略

31の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1)～(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象

29 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまたず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。（法317の2①、令48の9の7）

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額（一定のものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは同居老親等扶養控除額

_____の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越控除を受けようとするものを除く。）

(2) 略

31の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1)～(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象

配偶者又は源泉控除対象親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1)～(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族（合計所得金額の見積額が85万円を超える者を除く。）が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類（特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。）を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第4節 賦課徴収

配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1)～(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は控除親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類（特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。）を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(7)、(16)及び(17)を除く。）の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）をいうものであり、したがって法人が現実納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)において同じ。）の試験研究費に係るもの（当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）を除く。）（措置法42の4、法附則8②・④）

(7)～(14) 略

(15) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（租税特別措置法第42条の12の6第2項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑱、法附則8⑫）

(16)及び(17) 略

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額_____を除外する。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(7)、(17)及び(18)を除く。）の適用前の法人税額_____をいうものであり、したがって法人が現実納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。）の試験研究費に係るもの（当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）を除く。）（措置法42の4、法附則8②・④）

(7)～(14) 略

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6②・⑤・⑥、法附則8⑫）

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで、第16項及び第21項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の7④～⑫・⑯～⑳、法附則8⑬・⑭）

(17)及び(18) 略

45の3 45(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)における
中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が45(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、

その取得等をした生産工程効率化
等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

51の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第
10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相
当額（同条第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2にお
いて同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定す
る所得地方法人税額並びに法第53条第36項に規定する法人税割額の合計額を超
える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、そ
の運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉞）

(1)及び(2) 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの
法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額の計算は、法第321条の
13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の
13第5項ただし書の規定により外国税額控除に係る市町村民税の控除限度額を

45の3 45(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)における
中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が45(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、そ
の取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況
により判定するものとする。

(5) 法人が45(16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租
税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合
にあつてはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況
により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合に
あつては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規
定により控除された金額がある場合にあつてはその取得等をした生産工程効率化
等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

51の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第
10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相
当額（同条第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2にお
いて同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定す
る所得地方法人税額並びに法第53条第36項に規定する法人税割額の合計額を超
える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、そ
の運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉞）

(1)及び(2) 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの
法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額の計算は、法第321条の
13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の
13第7項ただし書の規定により外国税額控除に係る市町村民税の控除限度額を

計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の12の2第1項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。

(令48の12の2①、則10の2の6①)

(4) 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方税法（平成26年法律第11号）第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額又は地方税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額並びに令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔）

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令48の13⑤）

(3) 略

(4) 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度における市町村

計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の12の2第1項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。

(令48の12の2①、則10の2の6①)

(4) 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び法人税法施行令第144条第6項第1号の地方法人税の控除限度額又は同令第195条の2に規定する地方法人税の控除限度額並びに令第9条の7第6項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔）

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令48の13⑦）

(3) 略

(4) 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度における市町村

民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第6項の規定による額を当該事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令48の13⑥)

(5) 略

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下52及び52の2において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人(52(8)及び52の2(2)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(52(8)及び52の2(2)において「前3年内事業年度」という。)の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。(令48の13⑦～⑩)

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下(7)及び(8)において「控除未済外国法人税等額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令48の13⑪)

(8) 令第48条の13第18項に規定する所得等申告法人(以下(8)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13⑰～⑳)

ア及びイ 略

民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第8項の規定による額を当該事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令48の13⑧)

(5) 略

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下52及び52の2において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人(52(8)及び52の2(2)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(52(8)及び52の2(2)において「前3年内事業年度」という。)の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。(令48の13⑨～⑬)

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下(7)及び(8)において「控除未済外国法人税等額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令48の13⑭)

(8) 令第48条の13第20項に規定する所得等申告法人(以下(8)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13⑳～㉓)

ア及びイ 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第5項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13⑳、則10の2の6①)

(10) 法第321条の8第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第5項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13㉔、則10の2の6⑤)

52の2 法第321条の8第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下52の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下52の2において「税額控除額」という。)が当初申告税額控除額(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13㉑、則10の2の6①)

(10) 法第321条の8第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第5項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13㉒、則10の2の6⑤)

52の2 法第321条の8第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下52の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下52の2において「税額控除額」という。)が当初申告税額控除額(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額

とみなすものであること。（法321の8㉓～㉔）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下52の2において「対象事業年度」という。）において、法第321条の8第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下52の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下52の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法321の8㉔・㉕）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足

とみなすものであること。（法321の8㉓～㉔）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下52の2において「対象事業年度」という。）において、法第321条の8第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下52の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下52の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法321の8㉔・㉕）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足

額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法321の8④)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 税額控除不足額相当額のうち、市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下52の2において「控除未済税額控除不足額相当額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。(令48の13の2②)

(2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下(2)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすものであること。(令48の13の2②)

ア及びイ 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第5項ただし書の規定により対象事業年度の市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の13の2第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13の2③・④、則10の2の6①)

額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法321の8④)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 税額控除不足額相当額のうち、市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下52の2において「控除未済税額控除不足額相当額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。(令48の13の2①)

(2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下(2)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすものであること。(令48の13の2①)

ア及びイ 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により対象事業年度の市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の13の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13の2②・③、則10の2の6①)

- (4) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数又は令第48条の13第27項及び第48条の13の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに規則第10条の2の6第1項の規定により補正された従業者の数により関係市町村ごとに按分する前の金額をいうものであること。（法321条の8^㉟・^㊵）
- (5) 法第321条の8第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該対象事業年度に係る規則第20号の4様式（同様式別表1から別表6までを含む。以下52の2において同じ。）及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。（令48の13の2^⑤・^⑥、則10の2の6^⑥・^⑧）
- (6) 法第321条の8第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第7項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の13の2^⑤、則10の2の6^⑦）
- (7) 法第321条の8第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第9項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものである

- (4) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数又は令第48条の13第29項及び第48条の13の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに規則第10条の2の6第1項の規定により補正された従業者の数により関係市町村ごとに按分する前の金額をいうものであること。（法321条の8^㉟・^㊵）
- (5) 法第321条の8第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該対象事業年度に係る規則第20号の4様式（同様式別表1から別表6までを含む。以下52の2において同じ。）及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。（令48の13の2^④・^⑤、則10の2の6^⑥・^⑧）
- (6) 法第321条の8第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第7項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の13の2^④、則10の2の6^⑦）
- (7) 法第321条の8第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第9項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものである

こと。(令48の13の2⑥、則10の2の6⑨)

(8)及び(9) 略

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から令和10年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第4項から第6項までの規定による控除(以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の34.3に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をし

こと。(令48の13の2⑤、則10の2の6⑨)

(8)及び(9) 略

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第4項から第6項までの規定による控除(以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の34.3に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をし

ないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の13において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2④）

(3) 略

第5節 退職所得の課税の特例

71 特別徴収票については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 法第328条の5第2項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額がないときは、特別徴収票は、退職手当等の支払いを受ける者の請求がない場合に限り、退職手当等の支払いを受ける者に交付することを要しないものであること。

第4章 軽自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

22 (1) 法第463条の15第1項第1号ホに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法463の15①I、規

ないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2④）

(3) 略

第5節 退職所得の課税の特例

71 特別徴収票については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特別徴収票は、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等に関し、市町村民長に提出することを要し、その他の退職手当等についてはその支払いを受ける者に交付すれば足りるものであること。

(3) 法第328条の5第2項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額がないときは、特別徴収票は、退職手当等の支払いを受ける者の請求がない場合に限り、退職手当等の支払いを受ける者に交付することを要しないものであること。

第4章 軽自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

22 (1) 法第463条の15第1項第1号ニに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法463の15①I、規

則15の15Ⅰ・Ⅱ)

(2) 規則第15条の15第3号に規定する道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条の3で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

イ 原動機として、定格出力が0.6キロワット以下の電動機を用いること。

ウ 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

エ 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

オ オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていること。

なお、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものは、ミニカーに係る税率区分から除いているため、全ての特定小型原動機付自転車に第一種原動機付自転車の税率区分(税率2,000円)が適用されること。(法463の15①Ⅰ、規則15の15Ⅲ)

第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式

則15の15Ⅰ・Ⅱ)

(2) 規則第15条の15第3号に規定する道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。

イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条の3で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

ウ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

なお、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものは、ミニカーに係る税率区分から除いているため、全ての特定小型原動機付自転車に第一種原動機付自転車の税率区分(税率2,000円)が適用されること。(法463の15①Ⅰ、規則15の15Ⅲ)

第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式

は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）及び「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」（令和5年1月20日総税市第3号）に定める様式によられたいこと。また、法第463条の15第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車に付する標識は、「新基準原付の課税上の取扱い等について」（令和7年4月 日総税市第 号）に示すとおり、同号イに掲げる原動機付自転車と同様のものとされたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

第9章 目的税

7 国民健康保険税に関する事項

(1)及び(2) 略

(3) 世帯主とは主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる者をいうこと。ただし、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯（以下「擬制世帯」という。）における世帯主（以下「擬制世帯主」という。）の変更を希望する場合については、市町村長は、当該擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者を世帯主とすることができること。（法703の4①）

(4) 略

(5) 擬制世帯においては、擬制世帯主 _____ に対して国民健康保険税を課すものであるが、当該課税額の算定に当たっては、当該世帯主に係る所得割額、資産割額及び被保険者均等割額は算入しないものであること。（法703の4②）

(6)～(8) 略

は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）及び「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」（令和5年1月20日総税市第3号）に定める様式によられたいこと。 _____

_____ なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

第9章 目的税

7 国民健康保険税に関する事項

(1)及び(2) 略

(3) 世帯主とは1戸を構えている者又は1戸を構えなくとも独立の生計を営んでいる者をいうこと。（法703の4①）

(4) 略

(5) 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主に対して国民健康保険税を課すものであるが、当該課税額の算定に当たっては、当該世帯主に係る所得割額、資産割額及び被保険者均等割額は算入しないものであること。（法703の4②）

(6)～(8) 略